

現 場 説 明 書

1. 工 事 名 第一浄水場系監視制御用専用回線更新工事

2. 工事場所 所沢市宮本町二丁目7番7号ほか11か所

3. 工事概要 設計図書に記載のとおり

4. 設計図書等の優先順位

①現場説明書 ②特記仕様書 ③設計図書 ④水道施設工事一般仕様書

5. 工事範囲 設計図書に記載された範囲とする。

6. 質疑応答

(1) 質疑方法 質問書を電子メールにて下記工事担当課宛に送付

※ 件名は「第一浄水場系監視制御用専用回線更新工事に関する質問書」とすること。

(2) 質疑日時 令和8年8月17日(月) 午前0時から午後12時まで

(3) 回答方法 情報公開システムによる

(4) 回答日時 令和8年8月19日(水) 午後4時までに掲載

7. 工事担当課

上下水道局 給水管理課

担当者：上原

TEL：04-2921-1082(直通)

メール：b9211082@city.tokorozawa.lg.jp

8. 工事施工中の安全管理等

- ① 隣地、家屋及び道路等に損傷を与えることのないよう十分に注意し、万一これが生じた場合は、受注者の責任において補修又は復旧を行うこと。
- ② 資材及び機器の搬入・搬出時には、住民、学童及び通行人等に危険を及ぼすことのないよう、交通誘導警備員の配置等をし、万全の注意を払うこと。(通学路、通園路の指定に注意すること。)
- ③ 現場へ出入りする工事関係車両は、土砂等を飛散させることの無いようにすること。なお、万一飛散させた場合は、責任をもって速やかに対処すること。
- ④ 労働基準法その他関係法令等に基づいて作業すること。
- ⑤ 日曜、祝祭日は、原則として作業しないこと。また、早朝及び夜間の作業においては、騒音

等の発生する作業は避けること。

- ⑥ 作業主任者を選任すべき作業については、労働安全衛生法に基づいて作業主任者を選任すること。
- ⑦ 工事関係車両は、現場付近の道路等に駐停車するなど、他の車両や通行人等の通行を妨げないようにすること。
- ⑧ その他、危険と思われる箇所及び作業時の安全対策については、受注者の責任において行うこと。

9. その他

- ① 設計図書に記載が無くとも、作業及び納まり上で当然必要と思われるものについては、その対応を監督員と協議すること。
- ② 資材置場等は、受注者の責任において整理整頓に努めること。また、盗難等の被害を受けることのないよう現場管理に努めること。
- ③ 使用する材料等については、各種試験成績表及び製作図等を提出し、使用前に監督員の承諾を得ること。
- ④ ガソリン・シンナー等、水質を汚染する物質が混入している資材等は使用しないこと。
- ⑤ 産業廃棄物については、マニフェストシステムに基づき適正に処理すること。
- ⑥ 本工事に、必要とされる関係箇所との申請手続き及び官公庁届出については責任を持って受注者が行うこと。
- ⑦ 受注者は、工事に精通する技術者を配置すること。